

伊達市中小企業燃料費等高騰対策応援金の 申請受付が始まります

伊達市では、エネルギー、食料品価格高騰等の物価高騰の影響を受けた事業者に対して支援を行っています。

今回、燃料費及び電気料金の高騰により事業活動に影響を受けている市内中小企業者等に対し、事業の継続を支援するための応援金を交付します。

1 対象者

令和6年12月から令和7年3月までのいずれかの1カ月のうち燃料費
または電気料金の支払いが10万円以上の月がある対象業種の事業者

2 対象業種

建設業 / 製造業 / 情報通信業 / 運輸業、郵便業 /
卸売業、小売業 / 金融業、保険業 / 不動産業、物品賃貸業 /
学術研究、専門・技術サービス業 / 宿泊業、飲食サービス業 /
生活関連サービス業、娯楽業 / 教育、学習支援業 /
医療、福祉 等

3 応援金の額

一律 5万円

4 申請期間

4月15日（火）～5月15日（木）

5 申請書の提出先

伊達市商工会（伊達地域、梁川地域、霊山地域、月舘地域の事業者）
保原町商工会（保原地域の事業者）

6 申請書類取得方法（4月上旬頃～）

- ①伊達市商工観光課ホームページよりダウンロード
- ②伊達市役所商工観光課（保原庁舎3階）及び各総合支所窓口
伊達市商工会及び各支所、保原町商工会の窓口にて配布

問合せ

産業部商工観光課
電話 024-573-5632

伊達市中小企業燃料費等高騰対策応援金



燃料費及び電気料金の高騰により事業活動に影響を受けている市内中小企業者等に対し、事業の継続を支援するための応援金を交付します。



◆交付対象者

以下の要件を全て満たす、中小企業者または個人事業主

(※中小企業基本法第2条第1項又は中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者(社会福祉法人・医療法人・NPO法人・学校法人を含む)ただし、みなし大企業を除きます)。

①業種が、以下のいずれかに該当する者(日本標準産業分類による分類。詳細は申請受付事務要領をご確認ください。)

分 類	
建設業	学術研究、専門・技術サービス業
製造業	宿泊業、飲食サービス業
情報通信業	生活関連サービス業、娯楽業
運輸業、郵便業	教育、学習支援業
卸売業、小売業	医療、福祉
金融業、保険業	サービス業(その他に分類されないもの)
不動産業、物品賃貸業	

②応援金交付申請日以降も引き続き市内で事業継続するが確実であること。

③令和6年12月から令和7年3月のいずれかの1か月のうち事業活動のために支払った燃料又は電気の使用料(以下「補助対象経費」)が10万円以上(以下「対象月」)の月があること。

(※あくまで支払った日が上記③の期間に該当するかで判断します。)

⑤市税の滞納がないこと。(伊達市に納税していない事業者は対象になりません。)

⑥伊達市暴力団排除条例の規定に該当しないこと。

⑦性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。

◆応援金の額

1事業者につき、一律5万円

◆申請期間

令和7年4月15日(火)～令和7年5月15日(木) ※当日消印有効

◆お問合せ・申請先(郵送または持参にて申請ください)

◇旧伊達町、梁川町、靈山町、月舘町の事業者
⇒伊達市商工会

<伊達市商工会>
〒960-0756
伊達市梁川町青葉町3番地
Tel.024-577-0057

◇旧保原町の事業者
⇒保原町商工会

<保原町商工会>
〒960-0612
伊達市保原町字宮下111番地
Tel.024-575-2284

◆申請の流れ

申請受付事務要領を確認し、必要書類を添えて郵送、または持参にて提出してください。

申請

【指定様式等】

※各様式の裏面に記載例を掲載しています。確認の上ご記入ください。

□ **中小企業燃料費等高騰対策応援金交付申請書**（様式第1号）

□ **誓約書兼同意書**（様式第2号）

□ **反社会的勢力排除に関する誓約書**（様式第3号）

【添付資料】

□ **伊達市内で事業を営んでいることが確認できる書類の写し**

- ・ 例）営業許可書、登記事項証明書（3か月以内のもの）、確定申告書の写し（直近のもの）等を提出してください。

□ **対象月の補助対象経費が確認できる書類の写し**

- ・ 例）領収書、通帳の写し（支払いが確認できる部分）、確定申告の基礎となる資料等を提出してください。

□ **完納証明書**（伊達市役所税務課又は各総合支所にて取得）

- ・ 法人の場合：法人名義の完納証明書
- ・ 個人事業主の場合：代表者名義の完納証明書

□ **振込口座の通帳の写し**

- ・ 応援金を入金する振込口座の通帳の写しを添付してください。（金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義及び名義人の漢字・カナ表示がある箇所の写しを提出してください。）

※申請チェックシートにチェックを入れ、申請書に添えてご提出ください。

※申請書等を修正する場合には二重線、訂正印で修正願います。修正液、修正テープ等は使用しないでください。

決定

【交付書類】応援金交付決定通知書（様式第4号）を送付いたします。
不交付の場合は、応援金不交付決定通知書（様式第5号）を送付いたします。

支払

交付対象者の指定口座（申請者と同一名義の口座）に振付いたします。
※応援金交付決定通知書送付から約1か月以内に振込